令和９年度
こどもクラブ利用のご案内



≪お問い合わせ先≫
会津若松市役所こども保育課
（会津若松市東栄町３番46号 本庁舎２階）
Tel:0242-39-1239　Fax:0242-39-1246
E-Mail:kodomohoiku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

目　次

こどもクラブとは

１．利用できる児童　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
２．開所日・閉所日・開所時間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
３．長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用　・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
４．こどもクラブ利用料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
５．利用料の減免　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

こどもクラブの利用申込み

１．申込みの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
２．申込みに必要なもの　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５～７
３．申込み書類の提出先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
４．申込み書類の有効期限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
５．長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用申請　・・・・・・・・・・Ｐ８

その他

１．欠席・早退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
２．申請内容に変更があったら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
３．減免資格の消滅について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
４．感染症減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
５．退　会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
６．利用許可の取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10
７．その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10～11
８．よくあるお問い合わせ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ11～12
９．こどもクラブ一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ13
10．記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ14～29

こどもクラブとは

保護者が仕事や病気などのため、放課後に家庭での保育を受けることのできない小学生のための学童保育です。支援員のもとで遊びを中心とした様々な活動を行っています。

１．利用できる児童

会津若松市内に住所を有し、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校の小学部に通う児童で、かつ保護者が以下の表の①から⑥の要件のいずれかに該当し、下校時の児童の保育にあたることができないと認められるとき。

なお、原発避難者特例法に基づく避難住民の方はご相談ください。

	保護者の状況	内　　容
①	就　　労	保護者が就労（フルタイム、パートタイム、自営業、内職など）している場合。 **※求職活動は除く。**
②	妊　娠・出　産	労働基準法で定められている産前産後休暇期間又は就労先の認める産前産後休暇及び育児休業期間。
③	疾病・負傷 心身の障がい	保護者が病気や心身に障がいをもち、児童の保育が困難であるとの診断を受けている場合。
④	看護・介護	保護者が病気や要介護状態の親族を常時看護・介護しているため、児童の保育ができない場合。
⑤	就　　学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校、職業能力開発促進法に基づく職業訓練施設等に通学している場合。 **※個人の趣味や教養を目的とした教室・スクール等は除く。**
⑥	災 害 の 復 旧	保護者が火災、風水害、地震等の災害の復旧のため、児童の保育ができない場合。

〇障がいをもつ児童または障がいの疑いのある児童について

障がい（例：身体障がい、発達障がい）をもつ児童も、こどもクラブを利用できます。

※医師の診断書・特別児童扶養手当証書・療育手帳・身体障害者手帳等をお持ちの方は、面談の際に持参してください。いずれもお持ちでない方は「児童の健康に関する報告書」（Ｐ 24 参照）を記入のうえ持参してください。

※**こどもクラブで集団生活ができること、学校とクラブの往復ができることなどが必須**となります。ご不明な点があれば、お問い合わせください。

２．開所日・閉所日・開所時間

＜こどもクラブの開所日＞

学校登校日、土曜日、長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）、学校行事による繰替休業日

＜こどもクラブの閉所日＞

日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月３日）

＜感染症（インフルエンザ等）発生時や自然災害（台風・地震等）時の対応＞

感染症や自然災害により、小学校において臨時休業や学年（学級）閉鎖等の対応が取られた場合、こどもクラブでは以下の対応となります。

	感染症（インフルエンザ等）	自然災害（台風・地震等）
学校閉鎖 （臨時休業）	**・閉所。** ・複数の学校の児童が利用するこどもクラブにおいては、学校閉鎖措置のとられている学校に在籍する児童は利用不可。	・施設の安全を確認したうえで、開所。 **ただし、必ず保護者がこどもクラブの出入口まで送迎し、絶対に児童だけで外を歩くことがないことが条件。**
学年（学級）閉鎖	**・自身は感染症に罹患していなくても、在籍する学年（または学級）が閉鎖されている場合は利用不可。** ・閉鎖されていない学年（学級）の児童は利用可。	
繰上げ下校	・在籍する学年（または学級）が繰上げ下校の対象となった場合は利用不可。	・移動時の児童の安全確保と施設の安全を確認したうえで、開所 **ただし、必ず保護者のお迎えが必要となります。**

※金曜日に感染症による学年（学級）閉鎖等により、こどもクラブを利用できなかった児童は、土曜日も利用できません。

＜こどもクラブの開所時間＞

学　校　登　校　日　⇒　放 課 後 ～ 午後６時（延長利用の場合は午後７時まで）

土曜日・長期休業日　⇒　午前８時 ～ 午後６時（延長利用の場合は午後７時まで）

※保護者の勤務時間が遅いなどの理由で、希望する場合は最大午後７時まで利用を延長することができます。延長利用の申込み方法や料金については、Ｐ３及びＰ７を参照してください。

３．長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用

通年ではなく、長期休業中のみ（春休み、夏休み、冬休み）利用することもできます。

申込む長期休業ごとに受付期間が異なります。詳しくはＰ８を参照してください。

※長期休業期間の目安（会津若松市教育委員会規則第１号第８条）

期間は年度ごとに異なります。詳しくは教育委員会または各学校にお問合せください。

学年始休業	４月１日～４月５日
夏季休業	７月 21 日～８月 24 日
冬季休業	12 月 24 日～１月７日
学年終休業	３月 24 日～３月 31 日

４．こどもクラブ利用料

入所児童	こどもクラブ利用料金（月額）		（参考） 延長利用相当分
	午後６時までの利用	午後７時まで利用	
１人目	４，０００円	５，０００円	１，０００円
２人目	２，０００円	２，５００円	５００円
３人目以降	無料	無料	無料

※月途中でのこどもクラブ入所・退会の場合のみ、利用料金が日割りで計算されます。
※実際に利用した回数に応じた利用料金の減額は行いません。欠席があっても月額利用料は一定です。
※こどもクラブを利用している兄弟姉妹の人数によって上記のとおり、利用料が減免されます。

＜納入方法と納付期限＞
利用料の納付は原則、口座振替です。
※振替日は毎月末日です。末日が休日（金融機関の定休日）の場合は、翌月の最初の金融機関営業日となります。

５．利用料の減免

下記の表に該当する場合、申請をすることで、こどもクラブの利用料が減額または免除されます。減免後の利用料金は下記のとおりです。①～④の申請方法はＰ６、⑤の申請方法はＰ９を参照してください。

	減 免 対 象 区 分	午後６時までの利用	午後７時までの利用
①	生活保護世帯	０円	０円
②	ひとり親世帯（※） 父、母どちらか一方または父母のいない世帯	１人目　２，０００円 ２人目以降　０円	１人目　２，５００円 ２人目以降　０円
③	令和９年度市町村民税非課税世帯	１人目　２，０００円 ２人目以降　０円	１人目　２，５００円 ２人目以降　０円
④	ひとり親でかつ令和９年度市町村民税非課税世帯	１人目　１，０００円 ２人目以降　０円	１人目　１，２５０円 ２人目以降　０円
⑤	感染症により年度内に合計６日間以上欠席した場合	条件に該当する欠席日数分のみ減免	

※父母どちらか一方または父母ともに障がいのある場合は、ひとり親世帯の区分に該当する場合がありますので、お問い合わせください。
※別居しているだけで離婚していない場合や、婚姻と同様の状況にあるが婚姻していない場合は対象外です。

こどもクラブの利用申込み



１．申込みの流れ

申込み

〔 令和９年度利用一斉受付 〕

受付期間　⇒　令和８年11月２日（月）～令和８年11月30日（月）

申込み及び面談場所　⇒　自校区内こどもクラブ

※一斉受付期間以降のお申込みの場合、待機となる場合があります。
（ただし、一斉受付期間内のお申込みであっても、定員を超える申込み数であった場合には、待機となる場合があります。）
※一斉受付期間後は、随時受付をします。

〔 随時受付 〕

受付期間 ⇒　利用開始希望日の一週間前まで

申込み及び面談場所　⇒　自校区内こどもクラブ

審　査

〔 入所審査 〕

申請書類を審査し、こどもクラブを利用する必要性の高い児童からクラブの定員数に応じて利用を決定します。

審査基準　⇒　学年、保護者の家族構成（ひとり親等）、勤務時間など

※利用の可否については、先着順ではありません。
※申込み数によっては、待機となる場合があります。

**決　定
通　知**

〔 利用決定通知 〕

令和９年度利用一斉受付にかかる利用の可否については、令和９年２月末頃までにお知らせします。
また、一斉受付以外の受付分の利用の可否については、令和９年３月以降随時お知らせします。

〈待機となった場合〉

待機中は、希望するこどもクラブに欠員が出るたびに選考を行い、利用可能になった時点で通知します。令和９年度利用の申込み書類は、令和10年３月末まで有効です。
令和10年４月以降の利用については、改めて申込みが必要です。

２．申込みに必要なもの

こどもクラブの利用申請には、下記の書類の提出が必要となります。

⑴ こどもクラブ利用申請書兼児童台帳（必ず提出）

・Ｐ 14～15（長期休業期間のみ利用の場合はＰ 15～16）の記入例を参考にご記入ください。
・申込み児童の人数分必要です。（例：二人兄弟で申込む場合は、２枚必要。）

⑵ 保護者の就労証明書等、保育できない事由を証明する書類（必ず提出）

・下表を参照し、必要な書類を添付してください。
・保護者の人数分、それぞれに必要です。
・申込み児童が２人以上の場合は、父母各１部ずつの提出で差し支えありません。
・単身赴任中でも提出が必要です。
・**証明書類は、最新（発行からおおむね１カ月以内）のものを提出してください。**
・保育所や認定こども園等へ申込みの際、すでにこども保育課へ最新の就労証明書を提出している場合は、利用申請書の「その他の特記事項」欄にご記入いただくことで提出を省略できます。

	保護者の状況	必要な書類
①	就　　労	・保護者の就労証明書（原本） ※事業主からの証明
②	妊　娠・出　産	・母子健康手帳の写し ※父母の名前と出産予定日が記載されているページ
③	疾病・負傷 心身の障がい	・医師の診断書（コピー可） ・障害者手帳の写し ・認定を受けた介護保険証の写し　等　｝いずれか１点
④	看護・介護	・医師の診断書（コピー可） ・入院証明書の写し ・障害者手帳の写し ・認定を受けた介護保険証の写し　等　｝いずれか１点
⑤	就　　学	・在学証明書（コピー可）と、カリキュラム表などの日中保育できない時間・日数が確認できる書類
⑥	災 害 の 復 旧	・罹災証明書

○ 証明書類の不備や記入漏れなどがあると、受付できない場合があります。
○ 証明書類の提出がない場合は、申請書を受付できません。
○ 申込書類及び証明書類に虚偽があった場合は、利用が取消しになることがあります。

⑶ こどもクラブ利用に関する同意書（必ず提出）

・内容をよく読んでＰ 17 の記入例を参考にご記入ください。
・申込み児童の人数分必要です。

⑷ 会津若松市税等口座振替自動払込利用申込書（前年度にこどもクラブを利用していない場合、または口座未登録の場合は、必ず提出）

・Ｐ 18 の記入例を参考にご記入ください。
・市内に本店または支店のある金融機関の口座が指定可能です。
・３枚複写で、３枚ともに押印（通帳印）が必要です。利用者控も付けたまま提出してください。
・振替する口座は、原則保護者名義のものとしてください。

※ ゆうちょ銀行を利用する場合は、口座名義人本人による金融機関での手続きが必要となりますので、こどもクラブへ提出せず、保護者の方ご本人でお手続きをお願いします。

⑸ こどもクラブ利用料減免申請書（該当する場合のみ）

・Ｐ 19 の記入例を参考にご記入ください。
・下表を参照し、必要な書類を添付してください。
※前年度に減免の決定を受けている方も、毎年度改めて減免の申請が必要です。

〈減免の適用時期〉
減免の申請をした翌月から利用料が減免となります。ただし、こどもクラブの利用開始前に申請した場合は、利用開始月から利用料が減免となります。
なお、市町村民税非課税世帯の減免以外、過去に遡った減免はできません。

＜減免の対象と添付書類一覧＞

	減 免 対 象 区　分	添 付 書 類
①	生活保護世帯	・生活保護受給者証明書（地域福祉課で発行）
②	ひとり親世帯 父、母どちらか一方または父母のいない世帯	・保護者と児童の戸籍謄（抄）本 ⇒ 児童扶養手当またはひとり親家庭医療費の助成受給者は不要 （※１）
③	令和９年度市町村民税非課税世帯	・添付書類は原則不要。 ただし、令和９年１月１日時点で市内に住所がない場合は、当時の住所地の課税証明書等の提出を求める場合があります。（ ※２）
④	ひとり親 かつ 令和９年度市町村民税非課税世帯	・②及び③に同じ。

※１　児童扶養手当またはひとり親家庭医療費助成を受けている方は、減免申請書に証書番号等を記入してください（添付書類は不要）。それ以外の方は、保護者と児童の戸籍謄（抄）本（離婚、死亡などひとり親となった理由が確認できるもの）を添付してください。

※２　「令和９年度市町村民税非課税世帯」の減免申請をされた方の減免適用時期

令和９年度の課税状況を市で確認後（６月中旬頃）、該当者については、令和９年度利用開始日まで遡って利用料を減免します。課税状況の確認までに利用料を多く支払われている場合は、登録をされている口座へ返還します。

なお、世帯内に未申告者がいる場合、減免は認められません。申告完了後に再度申請ください。なお、減免の対象となるのは、申請書をご提出いただいた年度内の利用料のみに限られますのでご注意ください。

⑹ こどもクラブ午後５時以降利用に関する届（希望する場合のみ）

・Ｐ 21 の記入例を参考にご記入ください。

⑺ こどもクラブ延長利用申請書（希望する場合のみ）

・午後６時を超えて、最長午後７時までの利用を希望される場合は、こどもクラブ利用申請書兼児童台帳とは別に延長利用の申請が必要となり、別途延長利用料がかかります。

・Ｐ 22 の記入例を参考にご記入ください。

＜延長利用の申請方法＞

こどもクラブ利用開始前に提出された方は、こどもクラブの利用開始から延長利用できますが、利用途中から延長を希望される方は、延長利用申請書を提出された日からの延長利用となります。また、**突発的な延長利用の場合は、お迎えの際に、申請書をご提出ください。**

＜延長利用料について＞

延長利用料は、**こどもクラブを利用している兄弟姉妹の数によって異なります（Ｐ３参照）。**

・月途中でのこどもクラブ入所・退会に伴う延長利用の場合、延長利用料は日割りとなります。

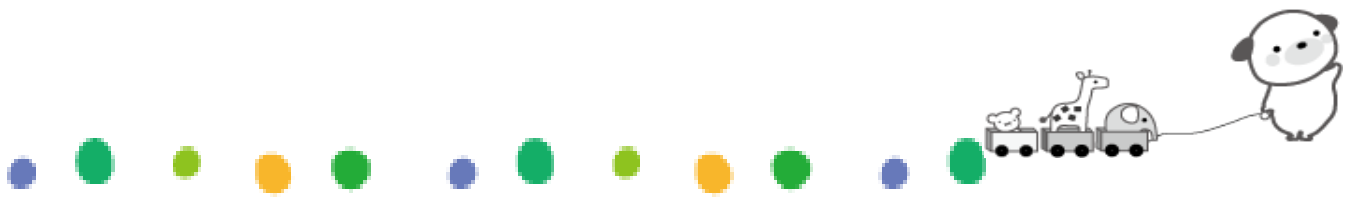
・こどもクラブの利用開始後、月の途中で延長利用を申請または途中解除する場合は延長利用料の日割りはできません。**また、実際利用した回数に応じた減額も行いませんのでご了承ください。**
（例：申請したが月に１度しか利用しなかった。⇒１ヶ月分の延長利用料がかかります。）

⑻ 児童の健康に関する報告書（該当する場合のみ）

・Ｐ 23 の記入例を参考にご記入ください。

・食物アレルギーがある児童は、必ず提出してください。

・障がいをもつ児童、障がいの疑いがある児童は、必ず提出してください。



３．申込み書類の提出先

希望するこどもクラブへ直接提出してください。また、**事前にこどもクラブへ電話連絡のうえ、必ず児童同伴で面談を受けてください。**

書類不備や不足書類がある場合や、面談が済んでいない場合は、受付できません。期日に余裕を持ってお申込みください。

なお、申込み書類のほかに面談時に持参していただくものは、下記のとおりです。

① こどもクラブ利用料の振替口座に登録する金融機関の通帳（または口座情報が確認できるもの）

② 上記①の口座の届出印

４．申込み書類の有効期限

・令和９年度の申込書類は令和 10 年３月末まで有効です。

・長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用を希望する場合は、その都度申請が必要です。（※下記参照）

・令和 10 年４月以降の利用については、改めて申込みが必要です。
（令和 10 年度の利用申込みは、令和９年の秋頃、市政だより等でお知らせする予定です。）

５．長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用申請

長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみ利用を希望される方は、**希望する長期休業ごとに申請が必要**となり、各長期休業ごとの一斉受付期間は下記となります。各長期休業ごとの一斉受付期間以降は随時受付けます。※各長期休業ごとの一斉受付期間前の申込みはできません。

令和９年度長期休業利用の受付期間　（※長期休業中も日曜、祝日、年末年始は閉所となります。）

長　期　休　業	各　一　斉　受　付　期　間
春休み（学年始休業日） ４月１日～	令和８年 11 月２日（月）～令和８年 11 月 30 日（月）
夏休み	令和９年５月１日（土）～令和９年５月 31 日（月）
冬休み	令和９年 10 月１日（金）～令和９年 11 月１日（月）
春休み（学年末休業日 ） ～３月 31 日	令和 10 年１月４日（火）～令和 10 年１月 31 日（月）

申込み書類を審査し、こどもクラブを利用する必要性の高い児童からクラブの定員数に応じて利用を決定します。申込み人数によっては希望のこどもクラブをご案内できない場合がありますのでご了承ください。

また、**年間通しての利用児童で定員に達している場合は、利用する必要性の高い児童でも待機となる場合があります。利用する必要性が高い児童の場合は、年間通しての利用もご検討ください。**

なお、上記期間以降も随時受付いたしますが、利用可否の決定について一定時間を要しますのでお早めにお申込みください。

※受付期間内に申請のあった児童への利用の可否は、各長期休業開始月の上旬頃までに郵送でお知らせします。

その他

１．欠席・早退

欠席や早退をする場合は、児童の事件・事故防止のため、必ず保護者の方が電話か連絡帳等でクラブへ連絡してください。また、欠席の理由についても併せてご連絡ください。

１ヵ月以上欠席する場合は、事前に**「こどもクラブ欠席届」**（Ｐ 27 参照）をこどもクラブに提出してください。ただし、欠席届を提出した場合であっても、欠席期間中の利用料金はかかります。

一旦退会して再入会する場合は、退会期間の利用料金はかかりませんが、利用児童数により再入会できるとは限りません。なお、再入会の場合は再度「利用申請書」の提出が必要です。

２．申請内容に変更があったら

利用申請書等に記載した内容に変更が生じた場合には、必ず**「こどもクラブ申請事項変更届」**（Ｐ 24～26 参照）をこどもクラブに提出してください。変更届を提出しないことにより起きた損害については、市で責任を負いかねます。また、保護者の勤務先が変更になった場合や、雇用期間が変更になった場合は、就労証明書（最新のもの）の提出が必要です。

また、児童について医師による診断や薬の処方が始まった際などは、必ずこどもクラブにご連絡ください。

３．減免資格の消滅について

利用料の減免申請後、減免資格が消滅した場合（例：生活保護の廃止、婚姻等）には、**「こどもクラブ利用料減免理由消滅届」**（Ｐ 28 参照）をこどもクラブに提出してください。異動日の翌月より利用料金が変更となります。**ただし、１日付けの異動の場合は当月より減免資格消滅となりますのでご注意ください。**

４．感染症減免

感染症（インフルエンザ等）により年度内に合計６日間以上欠席した場合（感染症を原因とした学級閉鎖等でこどもクラブを欠席した場合も含む）、欠席日数に応じた日割りによる利用料の減免を受けられますので、**「こどもクラブ利用料減免申請書（感染症用）」**（Ｐ 20 参照）をこどもクラブに提出してください。

なお、学校からの出席停止の通知（出席停止の開始日が記載されているもの）や、医療機関の診断書、処方箋の写し（病名・療養期間のわかるもの）がある場合は、申請書と一緒にこどもクラブに提出してください。

５．退　会

こどもクラブの利用をやめる（退会する）場合は、退会日の１週間前までに「**こどもクラブ退会届**」（Ｐ 29 参照）をこどもクラブに提出してください。

退会届の提出がないと、利用料金がかかります。また、**日付を遡った退会届の提出はできませんのでご注意ください。**（例：退会届は提出していないが、今月は全く利用していなかったので先月末で退会したことにしたい ⇒ 不可）

ただし、年度末には全員が自動的に退会となりますので、退会届の提出は不要です。

６．利用許可の取消

Ｐ１の利用要件を満たさなくなった場合や、集団生活に適さない、こどもクラブの運営上支障がある場合など、利用の許可を取り消すことがあります。また、必要に応じて、就労証明書等の内容について勤務先に確認させていただく場合があります。

７．その他

＜学習指導＞

宿題については、なるべくこどもクラブでやるように支援員が声がけをしますが、学習指導は行いませんので、内容についてはご家庭で目を通してください。また、土曜日や長期休業中は勉強時間を設けておりますので、宿題や勉強道具を忘れずに持参してください。

＜持ち物＞

事故防止のため、持ち物には必ず名前を書いてください。また、現金、おもちゃ、お菓子は絶対に持たせないでください。

＜昼食とおやつ＞

午前中から利用する日（土曜日・長期休業中等）は、弁当を持参してください。飲み物については、各こどもクラブに確認してください。

各こどもクラブでおやつを準備しますので、**食物アレルギー等で制限の必要な児童については、「こどもクラブ利用申請書兼児童台帳」の児童の健康状態欄にアレルギーについて記入のうえ、「児童の健康に関する報告書」（Ｐ23参照）を必ず提出してください。**また、**おやつ代などとして、直接各こどもクラブの保護者会等に支払う費用が必要**となりますので、各こどもクラブに確認してください。

＜こどもクラブからの帰宅について＞

午後５時（時期により変更あり）までであれば、児童だけでも帰宅できます。また、同じ方向ごとに集団で帰宅することもできます。学校 ⇒ こどもクラブ ⇒ 家（家⇔こどもクラブ）までの通学路を、ご家庭でしっかりと児童に教え、寄り道をしないよう指導してください。なお、午後５時（時期により変更あり）以降については、児童の事件・事故防止のため、保護者の迎えが必要となります。

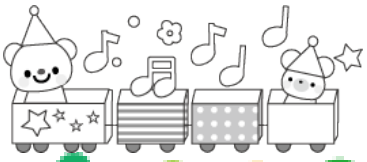
＜服薬について＞

こどもクラブでの服薬は、やむを得ない場合（医師の指示、慢性的な疾患等）に限ります。また、薬に関する情報（病院名、病名、薬の内容及び服薬時刻等）は、児童の口頭ではなく、連絡帳等にて保護者からこどもクラブにお伝えください。こどもクラブに持参する薬は、服薬当日分に限ります。

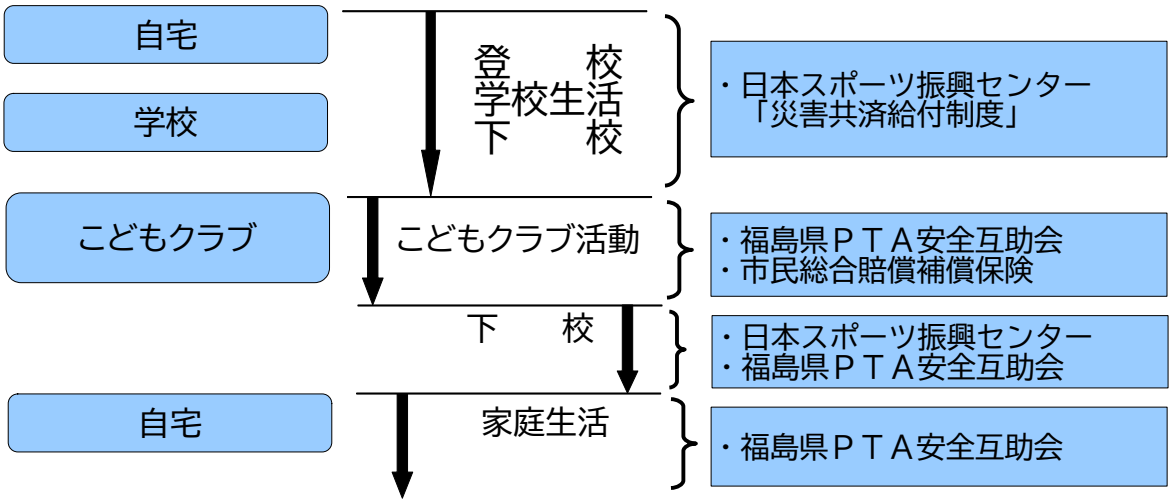
こどもクラブ支援員は、児童への声がけや見守りは行いますが、**医療行為、投薬行為はできません**ので、利用児童自身が服薬できるよう、家庭での練習や声かけへのご協力をお願いいたします。

＜敷地内禁煙について＞

健康増進法により、こどもクラブ敷地内は全面禁煙です。禁煙へのご協力をお願いいたします。



＜ケガへの対応＞
　こどもクラブの活動（「親の会」と共催の行事を含む。）中の事故やケガなどの保険は、「福島県 PTA 安全互助会」や市で加入している「市民総合賠償補償保険」などで対応します。**※全てが保険の対象になるとは限りません。**



８．よくあるお問い合わせ

Ｑ１．こどもクラブは、申込めば必ず利用（入所）できますか？

Ａ１．申込みの人数によっては、希望のこどもクラブに入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。その際は、長期休業中のみの限定利用や、他の支援サービスについてもご検討ください。

Ｑ２．兄弟姉妹で同時申込みですが、どちらかが利用できないこともありますか？

Ａ２．定員を超えての申込みがあった場合、優先度の高い児童から案内しますので、兄姉のどちらかが希望するこどもクラブを利用できない場合もありますのでご了承ください。

　なお、**一斉申込期間終了後に申込み（随時受付）された場合は、学年等を考慮できなくなり、待機になる可能性が高くなります。**

Ｑ３．申込みの順番が早いほうが優先されますか？

Ａ３．一斉申込期間中の申込みについては、申込みの順番は考慮しません。

　なお、一斉申込期間終了後に申込み（随時受付）された場合で、希望のこどもクラブが定員に達している場合は、欠員が出た時点で、待機している児童の中から利用する必要性の高い児童から順に利用を決定しますが、その際に申込みの順番を考慮する場合もあります。

（例：児童の学年、保護者の就労状況等が同一の場合等）

Ｑ４．郵送による申込みはできますか？

Ａ４．利用申込みの際に各こどもクラブで児童の面談を行いますので、書類のみ郵送でお送りいただいた場合でも、別途面談は必要となります。

Ｑ５．求職中でも申込みできますか？

Ａ５．求職期間中は、申込みはできません。利用開始希望日に就労開始することを条件に、あらかじめ申込みすることはできます。

　利用期間中に離職して求職活動することになった場合は、おおむね１ヶ月程度は継続して利用いただけますが、その後も就労が確認できない場合には、退会となります。

Ｑ６．学校（学区）が未定です。どのクラブに申請すればいいですか？

Ａ６．**入学(転校)する可能性のある小学校区のこどもクラブ全てに申請**してください。申込む全てのこどもクラブで面談が必要となりますので、期日に余裕をもってお申込みください。この場合、就労証明書など重複する書類については１つのこどもクラブに提出で構いません。 学校（学区）が決まった段階で、利用しないこどもクラブの利用申請を取下げてください。※取下げの手続きがなく重複申請になったままの場合は利用（入所）決定できません。

　なお、申込みしなかったクラブへ変更する場合で、変更先のこどもクラブが定員に達している場合は、希望のこどもクラブに入所できない場合がありますので、ご了承ください。

Ｑ７．ならし保育はありますか？

Ａ７．ならし保育、体験利用は原則ありません。就労開始日や職場復帰日が利用開始希望日となります。

Ｑ８．利用決定を受けたが、利用する必要性がなくなった。手続きは必要ですか？

Ａ８．利用開始日前に利用する必要性がなくなった場合（転出や退職など）は、変更（利用取下げ）の手続きが必要です。

　なお、利用開始日以降の取下げはできませんので、利用開始日の前日までにこどもクラブまで「変更届」を提出（利用取下げの手続き）をしてください。**※利用開始日以降は利用料が発生し、利用しない場合は「退会届」の提出が必要となります。**

Ｑ９．中央こどもクラブを利用したい。直接申請すれば入れますか？

Ａ９．中央こどもクラブは自校区内のこどもクラブ入所までの待機期間中に限り利用できます。中央こどもクラブに直接申込むことはできませんので、必ず自校区内対象こどもクラブに申請してください。なお、自校区内こどもクラブが入所可能となった場合は転所となります。

《こどもクラブ一覧》

学校名	こどもクラブ	所在地	電話番号
鶴城小学校	鶴城こどもクラブ	鶴城小学校内	27-9611
城北小学校	城北こどもクラブ	城北小学校内	22-0751
行仁小学校	行仁こどもクラブ	行仁小学校内	22-9006
城西小学校	城西こどもクラブ	城西小学校内	28-1334
謹教小学校	謹教こどもクラブ	謹教小学校内	28-2311
日新小学校	日新こどもクラブ	日新小学校内	26-6901
一箕小学校 ※1	一箕第１こどもクラブ	一箕小学校内	22-1887
	一箕第２こどもクラブ	山見一丁目１番地の５ 一箕小学校より西側へ約 50m	22-0280
	一箕第３こどもクラブ	滝沢町 5-35 一箕小学校より南側へ約 200m	22-9250
松長小学校 ※2	松長第１こどもクラブ	松長ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内	32-0653
	松長第２こどもクラブ	松長小学校内	32-2525
永和小学校	永和こどもクラブ	永和小学校内	24-2612
神指小学校	神指こどもクラブ	神指小学校内	22-2580
門田小学校	門田こどもクラブ	門田小学校内	27-3722
城南小学校 ※3	城南第１こどもクラブ	旧慈光第二幼稚園内	27-3556
	城南第２こどもクラブ	門田町黒岩大坪 70-13 （どんぐり山こども園隣地）	23-4300
大戸小学校	大戸こどもクラブ	大戸小学校内	92-5838
東山小学校	東山こどもクラブ	東山小学校内	27-2445
小金井小学校 ※4	小金井第１こどもクラブ	門田町日吉笊籬田１－１ 小金井小学校より西側へ約 500m	23-4091
	小金井第２こどもクラブ	館脇町 4-5 小金井小学校より北側へ約 200m	27-6177
荒舘小学校	荒舘こどもクラブ	旧荒舘幼稚園内	58-3419
川南小学校	川南こどもクラブ	川南小学校内	56-5965
河東学園	河東こどもクラブ	河東学園センター内	75-3730
湊学園	湊こどもクラブ	湊学園内	93-2067
ー　※5	中央こどもクラブ	中央一丁目１－５	32-1911

※1　一箕第１こどもクラブ・・・・主に一箕小３年生・４年生
　　一箕第２こどもクラブ・・・・主に一箕小１年生・２年生
　　一箕第３こどもクラブ・・・・主に一箕小５年生・６年生
※2　松長第１こどもクラブ・・・・主に松長小高学年
　　松長第２こどもクラブ・・・・主に松長小低学年
※3　城南第１こどもクラブ・・・・城南小１年生から３年生
　　城南第２こどもクラブ・・・・城南小４年生から６年生
※4　小金井第１こどもクラブ・・・主に低学年
　　小金井第２こどもクラブ・・・主に高学年
※5　中央こどもクラブ・・・・自校内のこどもクラブ入所までの待機期間中に限り利用できます。中央こどもクラブに直接申込むことはできません。



★ 申込み数によっては、入所調整を行い、希望するこどもクラブに入所できない場合もありますので、ご了承ください。
★ こどもクラブへのお問合せは、月～金曜日の午後または土曜日にお願いします。

第１号様式（第5条関係）

記入例

こどもクラブ利用申請書兼児童台帳

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長　あて

〒965-8601
住　　所　会津若松市東栄町 3-46
保護者　氏　　名　鶴賀　城
電話番号　0242-〇〇-〇〇〇〇

こどもクラブの利用について、次(　　)

（４月１日現在）

こども クラブ名	〇〇　こども(　　)	利用開始希望日　※どちらかの□にチェック（✓） ☑通年利用　　令和〇〇年〇〇月〇〇日～ □長期休業のみ　※利用期間を記入 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日			
ふりがな 児童氏名	つるが　じょうたろう 鶴賀　城太郎	学校名 学年	〇〇 小学校 学園　〇 年生	生年 月日	平成 令和　〇年〇月〇日

利用希望児童以外の家族全員	ふりがな 氏　　名	続柄	生年月日	年齢	勤務先 学校名、学年
	つるが　じょう 鶴賀　城	父	昭和〇年〇月〇日	△	〇〇株式会社
	つるが　やえ 鶴賀　八重	母	昭和〇年〇月〇日	△	××工業
	つるが　さくら 鶴賀　さくら	姉	平成〇年〇月〇日	△	〇〇小学校4年生
	つるが　じょういちろう 鶴賀　城一郎	弟	令和〇年〇月〇日	△	〇〇〇こども園
	つるが　まつお 鶴賀　松雄	祖父	昭和〇年〇月〇日	△	〇〇商店

緊急時連絡先		
電話番号①090－〇〇〇〇－〇〇〇〇	児童との続柄　母	携帯電話・勤務先・そ(　　)
電話番号②090－〇〇〇〇－△△△△	児童との続柄　父	携帯電話・勤務先・そ(　　)
電話番号③0242－〇〇－〇〇〇〇	児童との続柄　母	

申請理由　☑保護者が就労しており面倒をみることができない。
□その他(　　)

その他特記事項　☑就労証明書(父・母)原本は(〇〇〇こども園)の弟・妹(城一郎)に(R〇年10月12日頃)提出済
□その他（　　）

確認事項

以下の項目についてご確認の上、該当する□にチェック(✓)を入れてください。

①こどもクラブの定員を超えた申請があり、学区内のクラブへ入所ができない場合はどうしますか？

□入所できるまで待機　☑この申請を取り下げる（待機しない）　□他学区のこどもクラブの利用を希望

②前年度または今年度、本人もしくはきょうだいが、こどもクラブを利用し、利用料□口座振替していましたか？

□はい　⇒改めての手続は不要。

☑いいえ　⇒会津若松市税等口座振替申請書の提出が必要。この申請と合わせてください。

※以下は記入不要

クラブ受付年月日
令和　　年　　月　　日

登録番号		確認	□同意書 □児童健康 □その他(　　)	口座
利用料	月額　　円 日割り (　月分)　×　日　　円 (　月分)　×-14日　　円	書類審査	入力	入力確認

新年度(4/1現在)の学年を記入してください。

新年度(4/1現在)または入所(予定)日の状況で記入してください。

入所審査には影響しませんので、ご希望の箇所の□に✓してください。

表

家庭調査票

（児童名）　鶴賀　城太郎　平成・令和　〇〇年　〇〇月　〇〇日生

保護者の勤務状況等		父（氏名：鶴賀　城　　）	母（氏名：鶴賀　八重　　）
	勤務先	〇〇株式会社	××工業
	勤務先住所	栄町〇-〇〇〇	〇〇町〇丁目〇－〇〇
	勤務先電話	32-〇〇〇〇	28-〇〇〇〇
	雇用形態	常勤・パート・自営・その他（　　）	常勤・パート・自営・その他（　　）
	勤務時間	8時 00分 ～ 16時 00分 16時 00分 ～ 24時 00分 時 分 ～ 時 分	8時 30分 ～ 17時 15分 時 分 ～ 時 分 時 分 ～ 時 分
	休日	毎週 土・日 曜日 ・ 隔週 曜日 第 曜日 ・ その他（ 祝日 ）	毎週 日 曜日 ・ 隔週 土 曜日 第2 月曜日 ・ その他（ シフトによる ）

祖父母の状況	父方	祖父氏名	鶴賀　松雄　（△歳）	〇〇商店	住所・電話番号	住所　児童に同じ 電話
		祖母氏名	鶴賀　若子　（△歳）	無職		
	母方	祖父氏名	福島　正一　（△歳）	（有）××		住所　郡山市朝日〇丁目〇-〇 電話　024-〇〇〇-〇〇〇〇
		祖母氏名	福島　光子　（△歳）	無職		
	保育にあたれない理由	父方祖父は仕事をしており、父方祖母は高齢のため面倒をみることができない。 また、父方の祖父母は遠方に居住している。				

利用希望日（必要な曜日に〇）	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	〇	〇	〇	〇	〇	

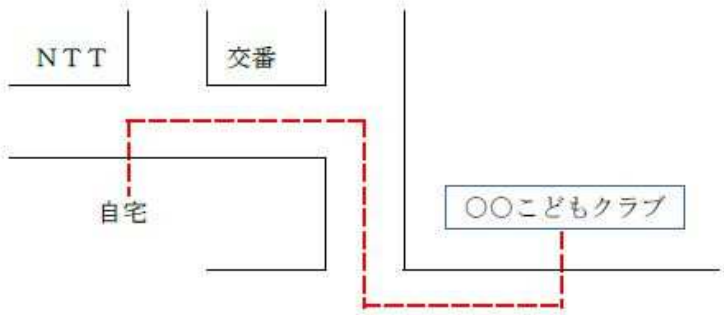
児童の健康状態等	既往症	水痘 ・ 麻疹 ・ 風疹 ・ 百日咳 ・ 耳下腺炎 ・ その他（　　）
	現在	良好 ・ その他（　　）
	食物ｱﾚﾙｷﾞｰ	無 ・ 有（有の場合、別紙「児童の健康に関する報告書」に、具体的な原因食物を全て記入してください。）
	障がい	無 ・ 有（その内容　ADHDと診断され、1日1回(朝)服用している　） 添付書類：身体障害者手帳・療育手帳・医師の診断書・「児童の健康に関する報告書」など ☑特別支援学級　在籍 ・ 在籍予定（該当する場合は☑）
	その他	※集団生活をするなかで心配なことなどありましたら記入してください

手帳または医師の診断書のうち、いずれかの最新の写しをご提出ください。いずれも所持していない場合は「児童の健康に関する報告書」を記入の上ご提出ください。

就学前施設名及び年数 ※新規利用者のみ	施設名：ふくしま保育所　　利用年数：4 年

自宅・帰宅先からこどもクラブまでの略図　　□別添可（別紙提出の場合は☑）

・こどもクラブからの帰宅経路を赤線で記入してください。 ・自宅付近は目印になるものを入れて詳しくご記入ください。



自宅からこどもクラブまで　　距離 1 km ・ 時間 20 分

第１号様式(第5条関係)

記入例（長期休業のみ）

こどもクラブ利用申請書兼児童台帳

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長　あて

〒965-8601
住　　所　会津若松市東栄町 3-46
氏　　名　鶴賀　城
電話番号　0242-〇〇-〇〇〇〇

希望する利用期間を記入してください。
※利用開始日と利用終了日は必ずこどもクラブ開所日としてください。(日･祝日不可)

こどもクラブ

（４月１日現在）

こども クラブ名	〇〇　こどもクラブ	利用開始希望日　※どちらかの□にチェック（✓） □通年利用　令和　年　月　日～ ☑長期休業のみ　※利用期間を記入 令和〇〇年7月21日～令和〇〇年8月24日			
ふりがな 児童氏名	つるが　じょうたろう 鶴賀　城太郎	学校名 学年	〇〇 小学校 学園　〇 年生	生年 月日	平成 令和　〇年〇月〇日

利用希望児童以外の家族全員	ふりがな 氏　名	続柄	生年月日	年齢	勤務先 学校名、学年
	つるが　じょう 鶴賀　城	父	昭和〇年〇月〇日	△	〇〇株式会社
	つるが　やえ 鶴賀　八重	母	昭和〇年〇月〇日	△	出産予定(8/5)
	つるが　さくら 鶴賀　さくら	姉	平成〇年〇月〇日	△	〇〇小学校4年生
	つるが　じょういちろう 鶴賀　城一郎	弟	令和〇年〇月〇日	△	〇〇〇こども園
	つるが　まつお 鶴賀　松雄	祖父	昭和〇年〇月〇日	△	〇〇商店

緊急時連絡先			
	電話番号①090－〇〇〇〇－〇〇〇〇	児童との続柄　母	携帯電話･勤務先･その他(　　)
	電話番号②090－〇〇〇〇－△△△△	児童との続柄　父	携帯電話･勤務先･その他(　　)
	電話番号③0242－〇〇－〇〇〇〇	児童との続柄　母	携帯電話･勤務先･その他(　　)

申請理由　□保護者が就労しており面倒をみることができない。
☑その他(　父は就労しており、　母は産前産後のため夏休みのみ利用希望。　)

その他特記事項　□就労証明書(父･母)原本は(施設名　　)の弟･妹(名　　)に(いつ頃　　)提出済
☑その他　(父の就労証明書原本は、変更届にて6月20日頃クラブ提出済　)

確認事項

以下の項目についてご確認の上、該当する□にチェック(✓)を入れてください。

①こどもクラブの定員を超えた申請があり、学区内のクラブへ入所ができない場合はどうしますか？

□入所できるまで待機　□この申請を取り下げる(待機しない)　☑他学区のこどもクラブの利用を希望

②前年度または今年度、本人もしくはきょうだいが、こどもクラブを利用し、利用料を口座振替していましたか？

□はい　⇒改めての手続は不要。

☑いいえ　⇒会津若松市税等口座振替申請書の提出が必要。この申請と合わせてお手続きください。

※以下は記入不要

クラブ受付年月日
令和　年　月　日

登録番号		書類確認	□就確(父･母)　□減免　□延長　□口座 □同意書　□児童健康　□その他(　　)		
利用料	月額　　円 日割り (　月分)　×　日　　円 (　月分)　×16日　　円		書類審査	入力	入力確認

表

第１号様式(第5条関係)(別紙)

令和〇年度　こどもクラブ利用に関する同意書

※年度ごとに提出し　　用申請を受付できません。
※申請児童１人ご　　異なる同意書は受付できません。
※同意いただけない　　ん。
※入所後に以下の事項に反する事実が確認された場合は、退会していただくことがあります。

申請する年度ごとに1枚提出してください。

同意事項
1　利用申請にあたり、虚偽の申請を行った際は、利用許可を取り消す場合があること。
2　こどもクラブの利用料は、月単位(入所・退会時のみ日割り)であること。また、「退会届」や「申請事項変更届」の提出が期日に間に合わなかった場合、遡及による再計算及び返還は行わないこと。
3　保護者が就労しない状態になる等、こどもクラブの利用要件を満たさなくなった際は、利用許可を取り消す場合があること。 ※利用期間中(当該年度に限る)に離職して求職することになった場合には、おおむね1カ月程度は継続して利用いただけますが、その後も就労が確認できない場合には、「退会届」を提出していただきます。
4　入所児童が安全安心に施設を利用するため、こどもクラブが必要とする個人情報(アレルギー疾患、服薬内容、医師の診断書など)の提供に協力すること。
5　こどもクラブの利用に関して必要な場合は、入所児童について関係機関(市や小学校、こどもクラブ受託法人等)が情報を共有すること。
6　こどもクラブは集団生活の場であり、原則、個別に児童の保育をすることはできないこと。
7　こどもクラブの利用における児童への対応について、こどもクラブから相談等があった場合は、保護者が誠意と責任をもって協力すること。
8　「支援員の指示に従わない」、「支援員や他の児童への暴力・迷惑行為」等により、こどもクラブの運営上支障がある場合や、集団生活に適さないと判断される場合は利用許可を取り消すことがあること。
9　悪ふざけや乱暴な行為により、故意に備品等を壊した場合の損害については、原則、保護者が責任を負うこと。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

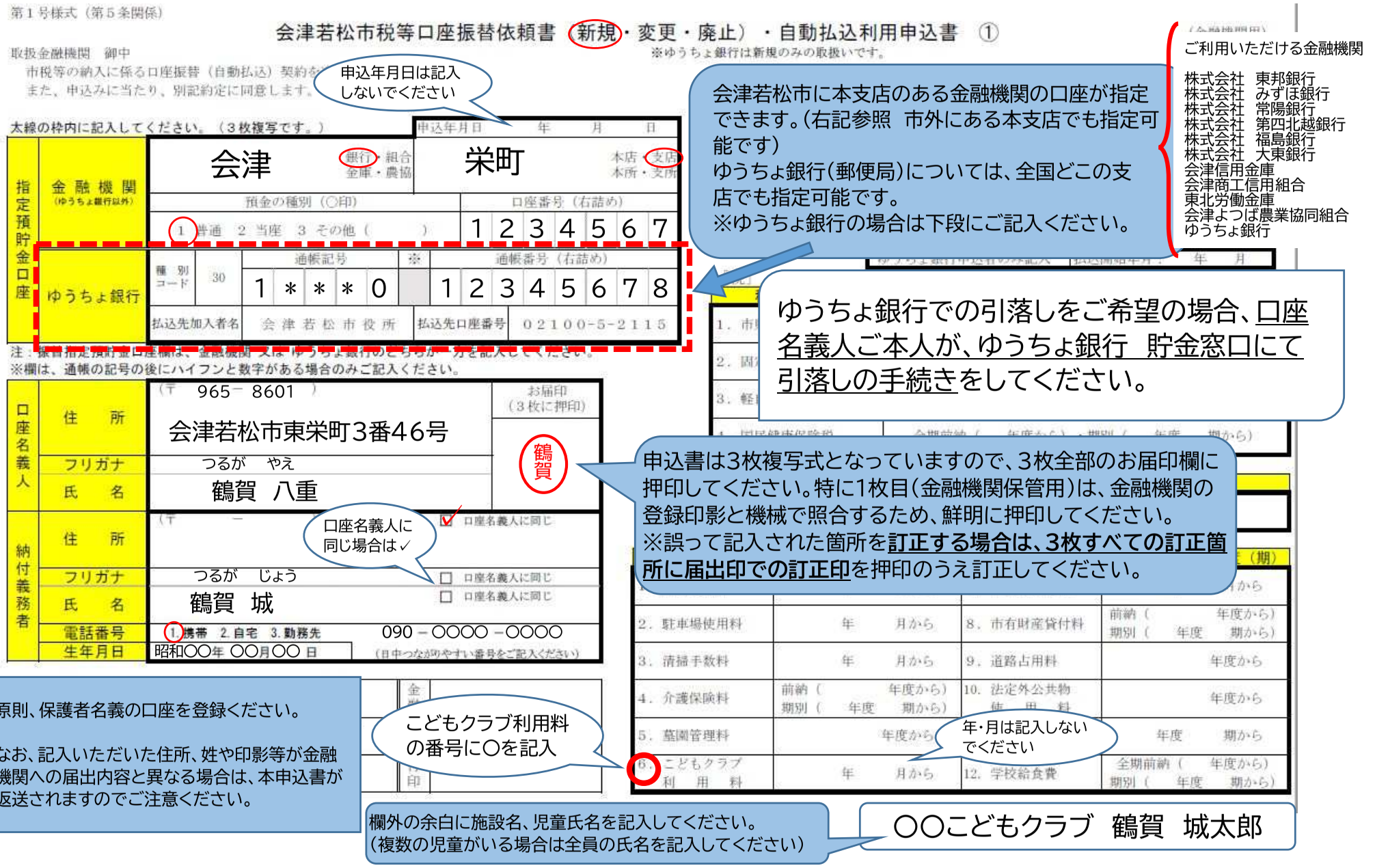
会津若松市長　あて

会津若松市のこどもクラブの利用申請に　　同意します。

提出日時点での住所地を記入してください。

住所　会津若松市　東栄町３－４６

保護者氏名(自署)　鶴賀　城　　児童氏名　鶴賀　城太郎


第１号様式（第５条関係）
会津若松市税等口座振替依頼書（新規・変更・廃止）・自動払込利用申込書 ①
※ゆうちょ銀行は新規のみの取扱いです。
取扱金融機関　御中
申込年月日は記入しないでください
太線の枠内に記入してください。（３枚複写です。）
申込年月日　年　月　日
指定預貯金口座
金融機関（ゆうちょ銀行以外）
会津　銀行・組合 金庫・農協
栄町　本店・支店 本所・支所
預金の種別（○印）
1 普通　2 当座　3 その他（　）
口座番号（右詰め）
1 2 3 4 5 6 7
ゆうちょ銀行
種別コード　30
通帳記号　1 * * * 0
※
通帳番号（右詰め）　1 2 3 4 5 6 7 8
払込先加入者名　会津若松市役所
払込先口座番号　02100-5-2115
※欄は、通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。
口座名義人
住所　（〒 965－ 8601 ）　会津若松市東栄町3番46号
お届印（３枚に押印）　鶴賀
フリガナ　つるが　やえ
氏名　鶴賀　八重
納付義務者
住所
口座名義人に同じ場合は✓
口座名義人に同じ
フリガナ　つるが　じょう
氏名　鶴賀　城
電話番号　1.携帯 2.自宅 3.勤務先　090－○○○○－○○○○
生年月日　昭和○○年 ○○月○○ 日
（日中つながりやすい番号をご記入ください）
会津若松市に本支店のある金融機関の口座が指定できます。(右記参照　市外にある本支店でも指定可能です)
ゆうちょ銀行(郵便局)については、全国どこの支店でも指定可能です。
※ゆうちょ銀行の場合は下段にご記入ください。
ご利用いただける金融機関
株式会社　東邦銀行
株式会社　みずほ銀行
株式会社　常陽銀行
株式会社　第四北越銀行
株式会社　福島銀行
株式会社　大東銀行
会津信用金庫
会津商工信用組合
東北労働金庫
会津よつば農業協同組合
ゆうちょ銀行
ゆうちょ銀行での引落しをご希望の場合、口座名義人ご本人が、ゆうちょ銀行　貯金窓口にて引落しの手続きをしてください。
申込書は3枚複写式となっていますので、3枚全部のお届印欄に押印してください。特に1枚目(金融機関保管用)は、金融機関の登録印影と機械で照合するため、鮮明に押印してください。
※誤って記入された箇所を訂正する場合は、3枚すべての訂正箇所に届出印での訂正印を押印のうえ訂正してください。
2．駐車場使用料　年　月から
3．清掃手数料　年　月から
4．介護保険料　前納（　年度から）期別（　年度　期から）
5．墓園管理料　年度から
6．こどもクラブ利用料　年　月から
8．市有財産貸付料　前納（　年度から）期別（　年度　期から）
9．道路占用料　年度から
10．法定外公共物使用料　年度から
12．学校給食費　全期前納（　年度から）期別（　年度　期から）
こどもクラブ利用料の番号に○を記入
年・月は記入しないでください
原則、保護者名義の口座を登録ください。
なお、記入いただいた住所、姓や印影等が金融機関への届出内容と異なる場合は、本申込書が返送されますのでご注意ください。
欄外の余白に施設名、児童氏名を記入してください。
（複数の児童がいる場合は全員の氏名を記入してください）
○○こどもクラブ　鶴賀　城太郎

第9号様式(第13条関係)

記入例

こどもクラブ利用料減免申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長　あて

住所　会津若松市東栄町3-46
保護者　氏名　鶴賀　城
電話　0242-〇〇-〇〇〇〇

こどもクラブ利用料の減免について、次のとおり申請します。なお、申請事項については、市の保有する書面等により、市が確認することに同意します。

	児 童 氏 名	こどもクラブ名	生 年 月 日	学　年
1	鶴賀　城太郎	〇〇 こどもクラブ	平成 令和　〇〇年〇〇月〇〇日	〇 年生
2		こどもクラブ	平成 令和　　年　　月　　日	年生
3		こどもクラブ	平成 令和　　年　　月　　日	年生

減免開始月 （受付日の翌月から該当）	令和〇〇年〇〇月

※利用開始前に受付した場合のみ利用開始月から該当

該当する項目に✓	申 請 理 由	添 付 書 類 等（該当に✓）
☐	生活保護法による被保護世帯である。	☐生活保護受給者証明書
☑	ひとり親世帯である。※1	☐児童扶養手当証書　第　　号 ☑ひとり親家庭医療費受給証　第〇〇〇〇〇〇号 ☐保護者と児童の戸籍謄(抄)本
☑	当該年度の市町村民税が非課税である。※2	
☐	その他(　　)	

該当する項目すべてに✓してください。
減免対象の場合でも
✓がない項目については減免できません。

※1　児童扶養手当[illegible]してください。それ以外の方は、[illegible]由が確認できるもの)を添付してく[illegible]

※2　申請年度の課[illegible]始日まで遡って利用料を減免します。[illegible]の分を返還します。
(例:令和9年度利用の場合、非課税世帯にかかる減免が決定するのは令和9年6月中旬です。)

※以下は記入不要　　☐こどもクラブ受付　　年　　月　　日

減免の可否	減免開始	登録番号	減免後利用料	減　免	確認欄	
可 ・ 否	・ ・		円	生･ひ･非		

感染症用

第9号様式の2(第13条関係)

記入例

こどもクラブ利用料減免申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長

規定の感染症により、年度内にこどもクラブを6日間以上欠席した場合に対象となります。
※ 日曜日・祝祭日等の閉所日は対象外。

保護者　住所　会津若松市　東栄町3－46
　　氏名　鶴賀　城
　　電話　0242-〇〇-〇〇〇〇

令和〇年度　感染症により6日間以上こどもクラブを欠席したので、利用料の減免について、次のとおり申請します。

児童氏名	こどもクラブ名	生年月日	学年・組 ※学校のクラス
鶴賀　城太郎	〇〇　こどもクラブ	平成 令和　〇〇年　〇〇月　〇〇日	〇年　〇組

該当する年度で記入してください。

欠席日数	欠席日数内訳	
	①学校・学年・学級閉鎖による出席停止 ※(　)内は該当するものに〇	②個人が感染症により出席停止となった期間 ※(　)内は感染症名
合計 11日間	5月　7日～　5月　9日(学校・学年・学級)	9月　2日～　9月　5日(インフルエンザ)
	月　日～　月　日(学校・学年・学級)	10月　21日～　10月　24日(新型コロナウイルス)
	月　日～　月　日(学校・学年・学級)	月　日～　月　日(　)
	月　日～　月　日(学校・学年・学級)	月　日～　月　日(　)
	月　日～　月　日(学校・学年・学級)	月　日～　月　日(　)

□こどもクラブ受付　　年　　月　　日

※　以下記入不要

月	減額前調定額(A)		欠席日数	日額	減額する金額(B) ※還付額	減額後調定額(A-B)	
						利用料・延長別	合計
	利用料	円		円	円	円	円
	延長	円	日	円	円	円	
	利用料	円		円	円	円	円
	延長	円	日	円	円	円	
	利用料	円		円	円	円	円
	延長	円	日	円	円	円	
	利用料	円		円	円	円	円
	延長	円	日	円	円	円	
	利用料	円		円	円	円	円
	延長	円	日	円	円	円	
合計		円			円		円

登録番号	確認	日数確認	減免前調定額記入・確認	調定額変更・確認	還付日
			(実施)　(確認)	(実施)　(確認)	年　月　日

記入例

こどもクラブ午後5時以降利用に関する届

令和〇年〇月〇日

保護者　住所　会津若松市　東栄町3-46

氏名　鶴賀　城

下記の児童の午後5時以降の利用を希望します。なお、迎えの原則を遵守します。

こどもクラブ名	〇〇　　こどもクラブ
児　童　氏　名	鶴賀　城太郎

5時以降利用希望日 （曜日に〇を付ける）	(月)	(火)	水	(木)	(金)	土

主に迎えに来る保護者とその続柄 ※未成年の兄弟等は保護者にあたりません。	氏名　鶴賀　城	続柄　父
	氏名　鶴賀　八重	続柄　母
	氏名　鶴賀　若子	続柄　祖母
備考欄 水曜日は、母の仕事が休みのため利用しません。		

◎午後5時以降の利用に関しての注意

・午後7時までに迎えに来ることができる日のみ、午後5時以降の利用が可能です。
※迎えが午後6時を超えた場合には延長利用となりますので、延長利用申請書の記入及び提出をお願いします。（延長利用料が別途必要）
・都合により迎えに来ることができなくなった場合は、午後5時までにこどもクラブへ連絡をお願いします。
・突発的な午後5時以降の利用について、保護者の電話・手紙等はお受けしますが、安全確保の面から児童の口頭での受付は一切しませんので、必ず保護者の方がこどもクラブに連絡してください。
・主に迎えに来る保護者以外の方が迎えに来る場合は、必ず保護者の方がその旨をこどもクラブに連絡してください。
※迎えの遅刻（午後7時を過ぎた迎え）等、注意事項を守れない場合は、午後5時以降の利用をお断りする場合があります。

第１号様式の2（第5条関係）

記入例

こどもクラブ延長利用申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長　あて

住所　会津若松市　東栄町3－46
保護者　氏名　　鶴賀　城
電話　0242-〇〇-〇〇〇〇

こどもクラブの延長利用について、次のとおり申請します。

	児　童　氏　名	こどもクラブ名	生　年　月　日	学　　年
1	鶴賀　城太郎	〇〇　こどもクラブ	平成 令和　〇〇年　〇〇月　〇〇日	〇　年生
2		こどもクラブ	平成 令和　　年　　月　　日	年生
3				年生

延長利用を希望される年度を記入の上、利用希望月の□にチェックしてください。
※期間を変更する場合は、申請事項変更届が必要となります。

※延長利用料が発生します。延長利用料金は、利用日数に関わらず月額です。

延長利用希望期間

※利用希望される月の□にチェックしてください。

令和〇年度　延長利用

☑ 4月	□ 10月
☑ 5月	□ 11月
☑ 6月	□ 12月
☑ 7月	□ 1月
□ 8月	□ 2月
□ 9月	□ 3月

※以下は記入不要　　□こどもクラブ受付　　年　　月　　日

延長利用の可否	延長利用開始	登録番号	延長利用料	確認欄	
可　・　否	・　・		円		

第１号様式(第5条関係)(別紙)

記入例

児童の健康に関する報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長　あて

住所　会津若松市　東栄町３－46
保護者　氏名　　鶴賀　城
電話　0242-〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり診断されましたので報告いたします。

こどもクラブ名	〇〇 こどもクラブ
児 童 の 氏 名	鶴賀　城太郎
生　年　月　日	平成 令和　〇〇年　〇〇月　〇〇日
診断を受けた医療機関 又は専門機関名	●●●●病院
診断名又は医師の見解	(例①)心臓病であるとの診断を受けました。 (例②)発達障害であるとの診断を受けました。 (例③)自閉症の疑いであるとの診断を受けました。 (例④)食物アレルギーであるとの診断を受けました。
診断年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
服薬について (種類・頻度)	△△△△、1日2回(朝、夕) □□□□、1日1回(朝食後)
食物アレルギーについて	(原因となる食品を具体的に記入してください) □別添可(別紙提出の場合は☑) ・卵　・卵白　・卵黄　・乳　・小麦　・えび　・かに　・落花生　・そば ・アーモンド　・カシューナッツ　・ピーナッツ ・オレンジ　・キウイフルーツ　・りんご ・バナナ　・くるみ　・ごま　・大豆 ・魚卵　・やまいも　・ゼラチン
こどもクラブで注意 又は 配慮してほしいこと	(例①)激しい運動はさせないよう配慮してほしいです。 (例②)他の児童と同じことができない場合があります。 (例③)衝動的に部屋を飛び出してしまう可能性があります。 (例④)おやつはみんなと同じようなものを家庭で準備します。
備考	

「ナッツ類」などとはせず、できるだけ具体的な食品名を記入してください。

※クラブでの服薬はやむを得ない場合(医師の指示、慢性的な疾患等)に限ります。
※クラブに持参する薬は、クラブでは保管できないため、服薬当日分としてください。
※こどもクラブの支援員は、児童への声掛けや見守りは行いますが、医療行為・投薬行為はできないので、お子さん自身が服薬できるよう、家庭での練習や声掛けについて、ご協力願います。
※食物アレルギーの場合、なるべく医師の診断書(アレルギー検査表)等の写しをご提出ください。

記入例

利用開始日(利用期間)・延長利用期間を変更する場合

第3号様式(第6条関係)

こどもクラブ申請事項変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長　あて

住所　会津若松市　東栄町3－46
保護者　氏名　鶴賀　城
電話　0242-〇〇-〇〇〇〇

申請事項について変更が生じたので(変更の予定なので)、次のとおり届け出ます。

	児　童　氏　名	こどもクラブ名	生　年　月　日	学　　年
1	鶴賀　城太郎	〇〇　こどもクラブ	平成 令和　〇〇年〇〇月〇〇日	〇　年生
2		こどもクラブ	平成 令和　　年　　月　　日	年生
3		こどもクラブ	平成 令和　　年　　月　　日	年生

※変更事項すべてに✓し、内容を記入してください。

該当する項目に✓	変　更　事　項	変　更　前(旧)	変　更　後(新)	備　　考
□	こどもクラブ(転所)	こどもクラブ	こどもクラブ	
□	住　　所			
□	電　話　番　号			
□	保　護　者　氏　名			
□	児　童　氏　名			
□	保護者の状況 (職業・勤務先等)			書も添付
☑	利　用　期　間	R〇年5月1日 ～R〇年3月31日	R〇年4月7日 ～R〇年3月31日	
☑	延長利用期間	R〇年4月～R〇年3月	R〇年4月～R〇年5月	6月から延長利用の必要がなくなったため
□	利　用　取　下　げ	令和　　年度利用	令和　　年度利用取下げ	
□	そ　の　他			
変更(予定)月日		令和　　年　　月　　日		

※就労開始日が早まったことによる入所日(利用期間)変更の場合は、最新の就労証明書が必要です。

※以下は記入不要　　□こどもクラブ受付　　年　　月　　日

変　更	登録番号	基本利用料	減　免	確認欄	
・　・		円	生・ひ・非		

記入例 住所変更・クラブの異動を希望する場合

第3号様式(第6条関係)

こどもクラブ申請事項変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長　あて

住所　会津若松市　東栄町3－46
保護者　氏名　鶴賀　城
電話　0242-〇〇-〇〇〇〇

申請事項について変更が生じたので(変更の予定なので)、次のとおり届け出ます。

	児　童　氏　名	こどもクラブ名	生　年　月　日	学　　年
1	鶴賀　城太郎	〇〇　こどもクラブ	平成 令和　〇〇年〇〇月〇〇日	〇　年生
2		こどもクラブ	平成 令和　　年　　月　　日	年生
3		こどもクラブ	平成 令和　　年　　月　　日	年生

※変更事項すべてに✓し、内容を記入してください。

該当する項目に✓	変　更　事　項	変　更　前(旧)	変　更　後(新)	備　　考
☑	こどもクラブ(転所)	〇〇　こどもクラブ	△△　こどもクラブ	
☑	住　　所	東栄町3－46	△△町〇丁目〇-〇	
□	電　話　番			
□	保　護　者			
□	児　童			
□	保護者の状況 (職業・勤務先等)			就労先変更は就労証明書も添付
□	利　用　期　間	年　月　日 ～　年　月　日	年　月　日 ～　年　月　日	
□	延長利用期間	年　月～　年　月	年　月～　年　月	
□	利　用　取　下　げ	令和　　年度利用		
□	そ　の　他			
変更(予定)月日		令和　〇〇　年　〇〇　月　〇〇　日		

クラブの異動を希望する場合、変更届提出後、
移動先のクラブで児童同伴の面談が必要となります。
期日に余裕をもってお手続きください。
※移動先のクラブが定員に達している場合は待機となる場合があります。

以下の期日を記入してください。
住所変更のみ･･･転居(転入)する日
クラブの異動･･･新しいクラブの利用希望

※以下は記入不要　　□こどもクラブ受付　　年　　月　　日

変　更	登録番号	基本利用料	減　免	確認欄	
・　・		円	生・ひ・非		

記入例

保護者の勤務先・就労状況を変更する場合

第3号様式(第6条関係)

こどもクラブ申請事項変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長　あて

住所　会津若松市　東栄町3－46
保護者　氏名　鶴賀　城
電話　0242-〇〇-〇〇〇〇

申請事項について変更が生じたので(変更の予定なので)、次のとおり届け出ます。

	児　童　氏　名	こどもクラブ名	生　年　月　日	学　　年
1	鶴賀　城太郎	〇〇　こどもクラブ	平成 令和　〇〇年〇〇月〇〇日	〇　年生
2		こどもクラブ	平成 令和　　年　　月　　日	年生
3		こどもクラブ	平成 令和　　年　　月　　日	年生

※変更事項すべてに✓し、内容を記入してください。

該当する項目に✓	変　更　事　項	変　更　前(旧)	変　更　後(新)	備　　考
□	こどもクラブ(転所)	こどもクラブ	こどもクラブ	
□	住			
□	電			
□	保			
□	児			
☑	保護者の状況 (職業・勤務先等)	例①　●●株式会社(父勤務先) 例②　就労(母)	例①　有限会社△△(父勤務先) 例②　出産(母) 出産予定日　R〇年〇月〇日	※勤務先変更は就労証明書も添付 就労証明書は〇〇保育園の城一郎に提出済
□	利　用　期　間	年　月　日 ～　年　月　日	年　月　日 ～　年　月　日	
□	延長利用期間	年　月～　年　月		
□	利　用　取　下　げ	令和　　年度利用	令和　　年度利用取下げ	
□	そ　の　他			
変更(予定)月日		令和　　年　　月　　日		

《添付書類が必要です》

保護者の状況により添付書類が変わります。
例①　父親の勤務先変更→新しい勤務先の就労証明書
例②　母の出産→母子健康手帳の出産予定日が書いてあるページの写し
※P5「保育できない事由を証明する書類」の表を参照ください。

弟妹の施設に提出した場合は記入してください

※以下は記入不要　　□こどもクラブ受付　　年　　月　　日

変　更	登録番号	基本利用料	減　免	確認欄	
・　・		円	生・ひ・非		

記入例　※1ケ月以上欠席する場合は提出してください。

第5号様式(第7条関係)

こどもクラブ欠席届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長　あて

住所　会津若松市　東栄町3－46
保護者　氏名　鶴賀　城
電話　0242-〇〇-〇〇〇〇

こどもクラブの欠席について、次のとおり届け出ます。

こどもクラブ名	〇〇　こどもクラブ	生年月日	平成 令和　〇〇年　〇〇月　〇〇日
児 童 氏 名	鶴賀　城太郎	学　年	〇　年生

欠席予定期間	令和　〇〇年　〇〇月　〇〇日　～　令和　〇〇年　〇〇月　〇〇日

欠 席 理 由	夏休中は市外の祖父母の家に滞在するため。

※　1ケ月以上欠席する場合、事前に提出してください。

※　欠席期間中も利用料は発生します。

□こどもクラブ受付　　年　　月　　日

記入例

第11号様式(第13条関係)

こどもクラブ利用料減免理由消滅届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長　あて

住所　会津若松市　東栄町3－46
保護者　氏名　鶴賀　城
電話　0242-〇〇-〇〇〇〇

こどもクラブの利用料の減免について減免理由が消滅したので、次のとおり届け出ます。

	児童氏名	こどもクラブ名	生年月日	学　年
1	鶴賀　城太郎	〇〇　こどもクラブ	平成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇　年生
2		こどもクラブ	平成 令和　　年　　月　　日	年生
3		こどもクラブ	平成 令和　　年　　月　　日	年生

消滅月日	令和　〇〇年〇〇月〇〇日

該当する項目に✓	消滅理由
□	生活保護法による被
☑	ひとり親世帯でなくな
□	当該年度の市町村民税が非課税でなくなった。
□	その他(　　)

消滅月日は下記としてください。
生活保護の場合･･･生活保護廃止日
ひとり親の婚姻または事実婚の場合･･･入籍日または同居開始日

※1　相手方の就労証明書を提出してください。

※　減免理由消滅月日(異動月日)の翌月より利用料が変更となります。ただし、1日付けの異動の場合は当月より減免理由消滅(利用料変更)となります。

※以下は記入不要　　□こどもクラブ受付　　年　　月　　日

減免消滅	減免消滅月	登録番号	消滅後利用料	減　免	確認欄	
可　・　否	・		円	生･ひ･非		

記入例

第6号様式(第8条関係)

こどもクラブ退会届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長　あて

住　　所　会津若松市　東栄町3-46
保護者　氏　　名　鶴賀　城
電話番号　0242-39-〇〇〇〇

こどもクラブの退会について、次のとおり届け出ます。

こどもクラブ名	〇〇　こどもクラブ	生年月日	平成 令和　〇〇年〇〇月〇〇日
児 童 氏 名	鶴賀　城太郎	学　年	〇　年生

退 会 予 定 日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

※日付を遡ることはできません。
退会届の提出日以降(当日可)としてください。

退 会 理 由 (転居の場合は転居先住所と電話番号も記入)	転出するため ≪転出先≫ 宮城県仙台市青葉区〇〇町〇丁目〇-〇 電話　022-234-〇〇〇〇

※　以下は記入不要　　□こどもクラブ受付　令和　　年　　月　　日

登録番号	退会月利用料	減　　免	きょうだい利用	確認欄	
	円	生･ひ･非	有　・　無		